

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

介護サービス事業者等は、サービスごとに定められている事業の人員、設備及び運営に関する基準により、サービスの提供によって事故が発生した場合は市町村等へ報告しなければならない。

参考

- ・「事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成11年3月31日付け厚生省令第37号から第41号)
- ・「介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱いについて」
(令和3年12月17日付け愛知県福祉局長通知)
- ・「介護保険施設等における事故の報告様式等について」
(介護保険最新情報 Vol. 943 令和3年3月19日)

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

各事業者は、次の①～④の場合、市町村に報告を行うこととする。

報告事項区分	報告内容説明
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・医師（施設の勤務医、配置医（以下、「勤務医等」という。）を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故については、原則として全て報告すること。 <u>※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</u> <u>※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいない場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。</u> ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 ・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失等)
④ その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・例、利用者等の保有する財産の滅失等

3 事故報告の手順

初期対応

- ・利用者の保護や必要な処置、医療機関へ連絡・搬送する。
- ・家族や関係機関（マネジメント事業所等）へ連絡する。



※死亡等の重大事故の場合

事故発生報告

- ・事故発生後、速やかに保険者等に事故の概要について報告する。【電話等】



原因の特定

- ・事故の発生状況や対応経過について、関係職員が記録する。
- ・記録に基づき、事業所内で検討し、事故原因を特定する。



利用者・家族等へ説明

- ・事故に関する経過や原因等を事実に基づき、利用者、家族に説明する。



事故発生報告

- ・第1報（重大事故の場合、第2報以降）は別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に事故報告書を提出する。【持参、郵送、メール、FAX】



再発防止策等の検討

- ・事故に関する記録や原因に基づき、必要な事故再発防止対策の検討や事故防止委員会を開催する。



利用者・家族等へ説明

- ・利用者、家族への説明、合意を図る。



最終事故報告

- ・事故処理が終了した時に、最終報告をする。【持参、郵送、メール、FAX】



再発防止策の実施・周知

- ・事故再発防止対策の実施と事業所等内の研修を行う。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- ① 被保険者の属する保険者（市町村）
- ② 事業所が所在する保険者（市町村）